

天保4年武蔵国幸手宿の 打ちこわしをめぐって

長谷川伸三

はじめに

第1節 幸手宿の概況と史料の性格

第2節 幸手宿打ちこわしの経過

第3節 同時代人の証言

むすびにかえて

付, 史料紹介

はじめに

本稿は天保期前半(1830年代)の社会情勢を明らかにする作業の一環として、同時期に農民一揆・都市騒擾が高揚した天保4年(1833)の関東地方の動向を、同年9月の武蔵国幸手宿打ちこわしを中心に検討したものである。青木虹二著『百姓一揆総合年表』(三一書房, 1971年, 以下『青木年表』と略称する)の全国集計によれば、天保2～6年の5年間に農民一揆162件、都市騒擾40件、同7～11年の5年間に農民一揆191件、都市騒擾49件に達し、その前後の時期の2倍以上の発生をみている。関東地方(関八州と伊豆)に限っても、天保2～6年は農民一揆14件、都市騒擾8件、天保7～11年は農民一揆23件、都市騒擾12件に達している。このうち特に発生件数の多い年は、全国・関東ともに天保7年で、これに同4年、同8年が続いている。これらの農民一揆・都市騒擾の高揚をもたらした要因は、天保4年・同7年を中心に東日本を襲った凶作とそれに伴う物価高騰である。特に天保7～8年は、凶作の被害に加えて幕藩領

主権力の対応の悪さもあり、一揆・騒擾は近世後半最大のピークに達し、以後幕藩領主権力の諸改革を必然化したことは周知の通りである。⁽¹⁾

ここでは天保期前半において、一揆・騒擾の最初の高揚をみた天保4年を中心に検討を加えたが、その理由は、最近の天保期の社会情勢や農民闘争に関する研究のなかに、史実の確定を充分に行なわないままに議論を進める傾向が見られることと、『青木年表』自体に史実としての確定に再検討を必要とする事例がいくつか含まれていることによる。また最近天保4年の都市騒擾の代表的事例をなす武州幸手宿の打ちこわしについて、若干の史料を知ることができたので、その紹介をかねて天保4年の関東地方に焦点をあてた次第である。

第1節 幸手宿の概況と史料の性格

武蔵国葛飾郡^{きつて}幸手宿（現埼玉郡北葛飾郡幸手町）は日光街道6番目の宿場である。『新編武蔵風土記稿』によれば、⁽²⁾

江戸より行程十二里にして、日光御成道足立郡川口町より第五、日光道中千住宿より、第六の宿駅にして、往還の長さ南北九町余、宿舎及諸商人等左右に連住せり、人馬の継立は元和二年より始り、夫二十五人、馬二十五匹を定数となし、郡中南の方杉戸宿へ一里二十五町、北の方栗橋宿へ二里三町、南の方埼玉郡岩槻宿へ四里八町、西の方同郡鷲宮町、及び久喜町へ一里半、東の方下総国関宿町へ一里半、巽の方同国宝珠花町へ三里の行程にして、各其所へ継送れり、又地子免許の地一万坪、助郷の高一万千八

（付記）本稿は私の内地研修期間（1978年9月～1979年2月）における研究成果の一部である。内地研修に際し、お世話になった京大大学人文科学研究所の古屋哲夫・飛鳥井雅道・佐々木克の諸氏、同文学部の朝尾直弘・今谷明の諸氏にあつく御礼申し上げる。また本稿の作成にあたって、京大文学部古文書室・埼玉県立文書館・埼玉県史編纂室より種々の御便宜をうけた点をあわせて感謝する。

原稿受領日 1980年8月6日

(1) 拙稿「災害と『世直し』——天保凶作を中心に——」（『歴史公論』1979年10月号）参照。

(2) 芦田伊人校訂『新編武蔵風土記稿』第2巻（大日本地誌大系、雄山閣、1972年）181～185ページ。

百四十五石あり、民家八百十五、毎月二七の日市を立て、穀物及諸品を鬻
けり、

と、日光街道と日光御成道が合流する重要な宿場であるとともに、六斎市のた
つ武州東部の重要な商品流通の拠点であることが明示されている。支配は近世
前期より幕領で、宿内は右馬之助町・久喜町・中町・荒宿の4町および枝郷の
牛村よりなる。同書では幸手宿の名主・問屋を世襲する旧家として、右馬之助
町の開発者右馬之助の子孫中村平左衛門家と、久喜町の開発者帯刀の子孫知久
文左衛門家をあげている。知久文左衛門は天明期の浅間山焼と凶作、および寛
政期の農民移住（野州都賀郡へ）と洪水等に際して、多額の金穀を抛出して困
窮者の救済に尽力したので、寛政6年（1794）に代官より苗字帯刀を許された
という。

天保14年『日光道中宿村大概帳』によれば⁽³⁾、幸手宿は平地に位置し、高2095
石6升（外に枝郷牛村の高371石7斗6升5合）、宿往還は長さ9町45間、宿
内町並は東西45間と南北に長い市街を形成している。天保14年の宿内（牛村を
含む）人別3937人、惣家数962軒、本陣1軒、旅籠屋27軒、問屋場1カ所、問
屋4人となっている。また明治9年（1876）頃の状況を記載する『武蔵国郡村
誌』によれば⁽⁴⁾、日光街道に連なる宿の南端の上高野村と北端の内国府間村は町
場化しており、さらに宿の東北14町30間の権現堂村は、古利根川の河岸場であ
り、幸手宿に集散する物資や年貢米の移出入港の機能を果していた。明治9年
幸手宿の戸数992戸、人口4242人、上高野・内国府間両村を含む戸数は1136戸、
人口5076人に達している。

次に天保4年9月28日の幸手宿打ちこわしに関する史料のうち、管見に入っ
た主要なものをあげてみよう。

- ① 幸手宿打毀一件、天保四年巳十月（京都大学文学部古文書室蔵、武蔵幸
手宿記録）

(3) 見玉幸多編『近世交通史料集』第6巻、日光・奥州・甲州道中宿村大概帳（吉川
弘文館、1972年）79～92ページ。

(4) 埼玉県編『武蔵国郡村誌』（埼玉県立図書館、1955年）第14巻260～265ページ、
第15巻277～278ページ。

半紙8枚綴りの豎帳で同文のものが2冊ある。「武蔵幸手宿記録」は幸手宿右馬之助町の名主中村平左衛門家文書の一部と思われ、近世後期～明治初年の約150点程の文書である。この史料は領主への願書の形式をとりながら、打ちこわしの発端と経過を要領よく述べている。史料作成者の力点は、打ちこわし参加者に対する追及が、宿内の他町にくらべて右馬之助町の住民に苛酷なことを強調して、その緩和を求める点に置かれているが、事件全体の把握はかなり客観的ではば信頼できる内容なので、本稿末で全文を紹介してみた。

- ② 幸手宿打毀騒動一件口書写（春日部市増戸，根岸浩家文書を大村進氏が史料紹介した。『埼玉地方史』創刊号，1975年）

内容は打ちこわしの主謀者等6名のおそらく勘定奉行所での口書の写しである。この史料のおわりに、天保4年12月3日付幸手宿騒動御裁許の御請証文が付けられており、全体が慶応2年（1866）初春の写本である。

- ③ 差上申一札之事，勘定奉行所宛御請証文，天保4年12月3日付（前出京大武蔵幸手宿記録。埼玉県立文書館寄託，埼玉県鷲宮町東大輪田口家文書）

これは②の「口書写」のおわりに付けられた「御請証文」と同一の史料であるが、いずれも写しであり、字句の一部に若干の差異があるようである。幸手宿騒動の裁許に対して、幸手宿の主謀者等7名に宿内各町の代表および上高野村の参加者と村役人の連名で、御奉行所へ提出されたものである。

- ④ 日光道中幸手宿之者打毀及浪藉御吟味之上仰渡書留（国立史料館蔵，武蔵国旛羅郡下奈良村吉田家文書）

武州北端の有数の豪農吉田市右衛門家が諸事件・法令等を書留めた「断範」の一記事で、天保4年12月の勘定奉行所における裁決の結果を要約した短いものである。

- ⑤ 差上申一札之事，幸手宿騒立之節取鎮の功績者褒賞に付御請証文，天保5年3月（前出京大武蔵幸手宿記録）

幸手宿打ちこわしに際して、動揺する小前を鎮静するために、米麦・味噌・金銭等を抛出したり、米麦を安売りした人々計41名が勘定奉行所より褒賞されたのに対し、彼等の連名で奉行所に提出した御請証文の写しである。

第2節 幸手宿打ちこわしの経過

幸手宿打ちこわしの経過を史料①「幸手宿打毀一件」の内容を要約するかたちで見よう。天保4年は6月下旬以来天候が不順のうえ、8月朔日の大風雨が凶作を不可避にするなかで、米麦の高騰が続ぎ、宿内の店借住民の生活は逼迫した。9月19日夜、来る22日に穀屋を襲撃することを予告し、参加者を荒宿続き地の正福寺門前に招集する張札が出現した。驚いた穀屋たちは22日に集まり対策を協議したが、仲町の釜屋という穀屋が各自米を抛出して安売りに踏切ることを提案したが賛成する者なく、何の結論もえられずに散会した。そこで穀屋の代表が名主知久文左衛門に相談したところ、彼は米価の高騰が続けば来春まで安売りを維持できる見込みはないと対策に消極的であった。町役人や穀屋が手をこまねいているうちに、米価はやや低下しただけで、打ちこわしが勃発している。

28日夜前夜雨のため一夜のびていた大杉明神の祭礼にまぎれて、廻文により神明社地に結集し、右馬之助町の搗米屋庄兵衛に値下げの交渉を始めていた者たちに、寺院の早鐘を合図に正福寺境内に集まった者を加えた5～600人が、幸手宿内で19軒、隣接の上高野村で4軒、合せて23軒を同夜から夜明けまでかかって打ちこわした。打ちこわしに遇った商人は、呉服屋・鉄物塗物類商・砂糖問屋・材木屋等の富商と穀屋であるが、なかには金融業をかねて住民の反感をうけたり、周辺農村より大量に米を買集めて江戸へ送り、莫大な利益をあげていた者も含まれていた。穀商の多くも米相場の高騰で予期しない収益をあげながら、米の安売りが困窮者への施し米も拒んだため、打ちこわしに遇ったのである。

代官所の検使は宿内をきびしく追及し、38人の町民が逮捕され取調べられた。19日に張札を出した者は結局わからず、28日夜廻文を出して神明社地への招集をかけた者が主謀者とみなされて追及されている。この騒動の結果、幸手宿や隣接の宿場では、米の安売りや施しが行なわれ、困窮者は助かったという。事実同じ日光街道粕壁宿（現埼玉県春日部市）では、宿内の重立の者28名

が米750俵を抛出して、10月より翌年4月まで毎月一度ずつ宿内困窮者に合力米として支給することを取決めている⁽⁵⁾。

次に打ちこわしの主謀者等と見なされ、所払い・過料等の刑に処せられた7名の性格と行動を、史料②「幸手宿打毀騒動一件口書写」により見てみよう。

右馬之助町店借清吉(40歳)、家内2人暮し、農間鶏卵売買渡世。19日の張札の出現後、22日の市に先立ち穀屋の会議があったが、米価引下げの動きが見られず憤慨していたところ、24日買出し先で荒宿の無宿新蔵と出会い、彼から小前の者と語らって穀屋の打ちこわしを計画しているので、右馬之助町でも同様の企てを進めるよう働きかけられた。清吉は帰宅後打ちこわしへの加担は重大なことなので、宿内の小前を結集して合法的に米価の引下げをはかることに決し、27日夜の集会を呼びかけた廻状を同日朝隣家の惣吉に渡し、趣旨を説明し、廻達を依頼して買出しに出かけた。しかし、27日は祭礼のため神明社地に寄合う者もなく、28日に買出しより戻ると宿内の寺院の鐘が鳴り響いており、すでに始まっていた穀屋の打ちこわしに参加したという。

右馬之助町店借惣(宗)吉(48歳)、家内3人暮し、農間豆腐屋渡世。27日朝清吉より渡された廻状を白昼に廻達することをためらい、通りがかりの見知らぬ人足体の者に町内への伝達を頼んだところ、翌28日夕方この廻状が自分の家に投込まれた。早速神明社地へ出かけたところ17~18人が集まっており、暗夜なので名前を尋ねたところ、同町内の勘右衛門と平七のみが名乗りでた。惣吉はここで町内の穀屋庄兵衛との交渉を提案し、一人で同人宅に出かけ米の値下げを要求したところ、米相場は宿方穀物渡世の者一同の評議によらなければならないが、町内の店借人へは相場にかかわらず下値に売りたいとの回答を得て、集会に戻って報告した。しかし、集会参加者の中には、宿内の穀屋が総じて利欲のため米価の引下げを拒み、住民を苦しめてきた恨みをはらすために打ちこわしの実行を主張する者が出て、寺院にかけつけて早鐘をつきたてた。惣吉等はこうなった上は打ちこわしに参加すべきだと主張して、正福寺の集会に

(5) 天保4年9月「窮民合力米議定之事」(埼玉県立文書館所蔵、中島家文書)。

合流して打ちこわしに参加したが、同じ町内の穀屋庄兵衛の打ちこわしには手を出さなかったという。

惣吉とともに、28日夜の神明社境内での集会で主導的役割を果たした右馬之助町店借勘右衛門(57歳)は家内4人暮らし、農間鑑鈍蕎麦商い・瓦焼職渡世、同じく右馬之助町店借平七は家内9人暮らし、農間旅籠屋渡世である。以上の4人は打ちこわし行動に本来賛成ではなかったが、行きがかり上打ちこわしに参加したと称しているが、その際いったん帰宅して手ぬぐいをかぶり、わらじにはきかえ、天秤棒・有合せの棒・鳶口等を持参している。久喜町店借浅五(吾)郎と同町店借藤七(37歳)家内3人暮らし、農間春米小売渡世の二人は、早鐘に驚いていると、すでに行動を開始した者たちに、「不罷出ものは居宅打破」る等とおどかされて打ちこわしに参加しているが、その間に宿内懇意の者の家へ立寄り、打ちこわしを恐れての家内道具の取片づけを手伝ったりしている。

牛村店借平吉(独身で農間日雇稼ぎ)の場合は、早鐘にさそわれて打ちこわしを目撃し、襲われた穀屋で懇意の家の見舞いをした帰りに、往来に投出されていた反物2反を出来心から懐中にしたところ、打ちこわし参加者から盗賊とみなされ、前記浅五郎に棒でなぐられて傷を負い、反物を投捨てて兄の家にころがり込んで気絶したのである。ここには打ちこわし勢の暗黙の申し合せとして、打ちこわした家の金品を私物化しない規律が存在していたことが示されている。

その他の参加者で身分の明らかな者として、神明別当修験玄龍等がおり、また前記清吉と買出し先で談合した荒宿無宿新蔵は店借で妻子があり、飴売と薩摩芋の売買を行っていた。彼は打ちこわし後妻子を残して出奔している。町続きの上高野村では、酒屋藤右衛門とその一族等が打ちこわされたが、その主謀者として追及された者は、傘屋の弟、豆腐屋および百姓の忰2人の合計4人である。⁽⁶⁾ 以上により打ちこわしの主体は、ほぼ店借で小商い・職人仕事等に従事する下層住民であることが判明した。

(6) 史料①「幸手宿打毀一件」。

幕府の打ちこわし参加者への裁決は、史料③「勘定奉行所宛御請証文」によれば、次の通りである。27日に廻状の作成・廻達を行ない、打ちこわしにも参加した清吉・惣吉は所払い、神明社地での小前集會を主導し、打ちこわしにも参加した勘右衛門・平七・浅五郎・藤七は過料錢3～5貫文、反物を拾得しようとした平吉は入墨の上敲きの刑にされた。その他打ちこわしに参加した幸手宿内の小前41名と上高野村の小前3名は「急度御叱り」に処せられ、さらに幸手宿と上高野村の役人たちは、打ちこわしの取鎮めに失敗した責任により、名主は「急度御叱り」、年寄以下は「御叱り」を受けた。幸手宿で19軒、上高野村で4軒も打ちこわされた事件にしては、参加者への処罰が必ずしも重くない点は注目される。

幕府は幸手宿のような騒動が関東各地に波及する傾向を抑えるために、同年12月関東取締出役に次のように布告させている。それは「無宿無頼之遊民共弥以之儀故、宿町村々等江高直ニ売候商人は、打毀し候等不法浪藉之張札いたし、既ニ日光道中幸手宿ニ而打毀し騒動有之節」、米の占買い・占売り、米価つり上げなどの不法を行なう米商人は領主や関東取締出役に訴え、「万一悪もの共徒党を企候とも、決而荷担不致、右企候名前并不法浪藉之張札等致候もの相分候ハバ、村役人は勿論小前末々之ものたりとも、直ニ密々御訴申上候様、小前一同江可申聞置」という内容であり、組合村ごとに御請証文を提出させてい⁽⁷⁾る。

第3節 同時代人の証言

幸手宿打ちこわしに関する史料は、今後も発見される可能性はあるが、幸手の町役人・問屋の史料が現地にとまどって保存されていない様子で、京都大学文学部古文書室の史料にも、「宗門人別帳」等の住民構成を示す史料は含まれていない。そのため打ちこわしの社会的背景を十分に明らかにすることはできない。ただし、幸手宿は日光街道の重要な宿場町で、江戸や北関東の各地との

(7) 天保4年12月「差上申一札之事」（群馬県山田郡大間々町、高草木家文書）。

関係が深い土地の事件だけに、同時代人の耳目にかなりの衝撃を与え、各種の記録に残されている。ここではこれらの記録のうち、管見に入った主要なものを紹介して、この事件が当時どのように受けとめられたかを知る手がかりとしたい。

① 『赤城神社年代記』神職奈良原家文書

上州赤城神社の神職が書いた年代記の天保4年の記事で、6月下旬以来の天候不順や西国の百姓一揆に言及した後、「上毛辺米一両ニ四斗四升、大麦八斗八升迄売買ス。九月幸手宿ニテ呉服商人・大家米麦買積致シ、一揆ヲコリ十一軒打潰シ、境・大間々等モ打潰来ト風聞スレ共不来⁽⁸⁾」と、以下羽羽・仙台・会津・水戸・上州の山方・信濃・越後等の凶作状況を記している。ここでは幸手宿の打ちこわしが、全国的な不穏状況のなかで把握されているとともに、上州の境・大間々という在郷市場町にとび火する可能性が指摘されている。

② 『彦部信敬日記』桐生市広沢、彦部家文書

桐生近郊の有力な織元の手記で、天保7年の凶作と、同年秋の桐生新町の不穏状況や近郊の村々の年貢減免要求に触れた後、「右発端は去巳年（注一 天保4年）江戸千住・幸手之打ちこわし一条、徒党之者利運いたし、家財被破候者は御咎を蒙ると云評判、一同耳に覚居候故、此度野州佐野にて相改め、其沙汰承ると村々一同に差起り、無抛大家方身分相応に金銭等貸遣し、事を沈め申候⁽⁹⁾」と、翌天保8年にはほぼ平静に戻ったと記している。要するに幸手宿の打ちこわしでは、打ちこわしに遇った富商の方が処罰されたといううわさが拡がり、天保7年の凶作では、米価高騰を打ちこわしに直結しようとする傾向が強まったとしている。

③ 滝沢馬琴『異聞雑稿』

読本作家馬琴（1767～1848）の随筆に次の記事がある。

癸巳（注一 天保4年）の冬十一月、幸手宿より栗橋までの富民等、地方の溢者の為に居宅を打破られたること少からず、幸手宿殊に甚しかりしよ

(8) 『宮城村誌』（群馬県勢多郡宮城村役場、1973年）515～516ページ。

(9) 『桐生市史』中巻（桐生市役所、1959年）117～119ページ。

し、其頃宇都宮侯の藩士在所より江戸の邸へ来ぬる折に、その破られたる跡の光景を目撃したりといへり、⁽¹⁰⁾

以上は天保4～5年の凶作と米価高騰の世相を伝える文章の一部である。

④ 山田三川『三川雑記』

昌平饗に学び、後に松前藩に仕えた儒学者山田三川(1804～1862)の詳細な手記で、天保4年諸国の凶作や不穏の状況を伝えるなかに次の一項がある。

武サシノ国ノサツテ駅ニテ一揆富商ヲ多ク打コハセリ。コレハ米ヲカコヒタルユヘナリトゾ。⁽¹¹⁾

⑤ 橘守部の吉田秋主宛書簡

国学者橘守部(1781～1849)は、天保4年当時江戸浅草に住んでいたが、彼は文化6年(1809)29歳の時より、文政12年(1829)江戸へ進出するまで、幸手宿の隣村内国府間村にあり、この間に桐生・足利の商工業者グループが門人となり、経済面でも守部の研究生活を支えるようになっていた。従って守部は幸手宿の打ちこわしに重大な関心を怠いており、この点は桐生の門人グループの中心となっていた機業家吉田清助秋主への書簡に示されている。高井浩氏の研究によれば、守部は10月4日付書簡で、幸手宿の打ちこわしの情報を次のように報じている(長谷川の要約)。

打ちこわされた家は24軒、穀屋以外の家も襲撃されているので、日頃のうらみと飢饉の両方が動機とみられる。特に長嶋呉服店の被害は甚大で、表店・居宅・土蔵が打破られ、商品が井戸や溝にたたきこまれ、金銭や穀物がいまだに街道に散乱している。29日に検使役人が来たが、あまりの惨状におどろき、ついで2日に代官一行が出張してきた。打ちこわしの晩に、道に散乱していた絹布を持去ろうとした男が徒党の者になぐり殺された。徒党の人数は少数で首領が4～5人、全部で20人位であり、その中に目ざましい働きをする若者が2人まじっていたという。

守部の得た情報はやや誇張が見られるものの、かなり真相に近いものであり、

(10) 『続燕石十種』第二(国書刊行会, 1909年)16ページ。

(11) 山田三川著・富村登校訂『三川雑記』(吉川弘文館, 1972年)28ページ。

また10月1～2日に耳にしたというから、事件発生直後の生々しいニュースといえよう。守部はさらに神奈川宿・高崎等の不穏な情勢を伝え、幸手宿の騒動が博徒や盗賊のしわざではないことを指摘して、桐生でも同様の事態のおこる危険性を指摘している。⁽¹²⁾

守部は9月16日付の吉田秋主宛書簡でも、凶作による江戸の米相場の高騰や東北地方の悲惨な状況を指摘しており、また11月の書簡では、幕府の救済措置⁽¹³⁾にかなりの望みを託している。守部の在野学者としての生活の窮迫と実業に携わる桐生・足利の門人グループとの交流の中で、天保期の社会情勢への関心は以後も弱まることなく、日本の古典と古語の研究を身上とする立場ながら、天保7年頃世情の混乱と頹廢を難ずる一文「独慨言」の執筆にとりかかったが、幕府当局の指弾をおそれて途中で放棄したという。⁽¹⁴⁾ここに緊迫化する社会情勢と無縁でありえなかった天保期一文人の姿が見られるといえよう。

ところで高梨輝憲翻刻・解説『飢饉新聞書類集』（有峰書店、1970年）に「日光道中幸手宿飢人騒動の事」という興味深い話がある。その内容は申（天保7年）の12月15日夜に幸手宿に打ちこわしが発生したというもので、その経過は天保4年の事件に酷似しているが、かなり劇的である。しかし、私はこの話は同書に収めてある天保7～8年の約7件の一揆・打ちこわしの話とともに、ある程度現実におきた事件を下敷にしつつ、時期や設定をずらしてフィクション化したものと見ている。それは幸手宿の事件に関していえば、第1に他の記録・史料に天保7年12月の打ちこわしに言及したものは見当たらないこと、第2に先行する天保4年の事件に言及していないし、幸手宿の町名も現実の町名と異なること、第3に幸手宿は「大貫治右衛門様御役所」の支配としているが、大貫は天保2年以来、出羽国尾羽根沢・東根の代官を勤めており、同15年3月

(12) 高井浩「天保期のある少年と少女の教養形成過程の研究」6（『群馬大学教育学部紀要』人文・社会科学編、第18巻、1969年）。

(13) 鈴木暎一著『橋守部』（人物叢書、吉川弘文館、1972年）163～164ページ。

(14) 前掲『橋守部』168～169ページ。

に任地で没して⁽¹⁵⁾おり、当時幸手宿は代官山田茂左衛門の支配であったこと等により証明しうる。

にもかかわらず、例えば青木美智男氏は、『天保騒動記』の中で、「幸手宿では、なんと『長さ九尺ほどの大白幣』を憎む商人の家の前に立て、つぎつぎと打ちこわしを指示してまわったという」と述べ⁽¹⁶⁾、この話を史実視している。『青木年表』でも『飢饉新聞書類集』のみを出典とする1件の農民一揆、幸手宿を含む4件の都市騒擾、2件の村方騒動をのせている⁽¹⁷⁾。いずれも歴史研究者の基本的態度として、史料批判に基づく史実の確定を怠ったものといわざるをえない。高梨氏自身はすでに同書の解説で、大塩事件以外に約8件の一揆・打ちこわしが記述されているが、現地で調査したかぎり、いずれも該当する事件の記録や伝承が残っていなかったと記している。本書は天保7～8年の凶作をめぐる多様な記事を収めており、フィクション化された一揆・打ちこわしの記事とともに、当時の社会情勢を反映した史料としての価値は充分あるとはいえ、利用に際しては慎重でなければならないと思う。

むすびにかえて

天保4年およびそれ以後の関東の社会情勢について、まだ全面的な検討を加えていないので、さしあたり気付いた点を述べておきたい。第1に天保4年8月1日の暴風雨災害以後、米価の高騰が進み、関東各地の町場の動揺が見られたことである⁽¹⁸⁾。『青木年表』によれば、8月に上州邑楽郡太田宿に打ちこわし、同新田郡木崎宿と佐位郡境町の張札騒動が指摘されている。『青木年表』の出典はいずれも田村栄太郎著『日本農民一揆録』所収の前橋代官より川越への書面であるが、同じ個所で幸手宿の米一揆を8月28日と誤っており、上記の上州

(15) 荻田佳寿子「幕末村方指導者の法意識——近世から近代へ——」（『明治大学刑事博物館年報』9, 1978年）。

(16) 青木美智男著『天保騒動記』（三省堂, 1979年）217ページ。

(17) 青木虹二著『百姓一揆総合年表』（三一書房, 1971年）251～252, 396～398, 545, 547ページ。

(18) 最近刊行された『太田市史』史料編・近世1・2（太田市役所, 1978～79年）にはこの事件を裏付ける史料は見当たらない。

諸町の動きも8月とは明示されていない。⁽¹⁹⁾9月の武州神奈川宿の米騒動⁽²⁰⁾や秋の伊豆国三島宿と駿河国吉原宿の米騒動⁽²¹⁾と合せて、事実の確定をはかる必要を痛感する。

当時の記録類より受ける印象は、同年8～9月に他の地域に多少の動揺が見られたにせよ、幸手宿の騒動が同年秋最大の事件であったということである。むしろ幸手宿打ちこわしの衝撃が、幕府・諸藩や各地の町村役人・豪商農層の対策を急がせ、救恤米や米価の低落もはかられて、以後関東の町場の動揺は鎮静にむかい、大きな事件としては、同年11月17日下野国那須郡烏山町の打ちこわしがあるだけである。しかもこの事件は、烏山藩東郷9カ村の農民が、年貢減免と石代納値段の引下げを要求し、町場の御用商人や穀屋を襲撃したもので、町民による打ちこわしではなかった。⁽²²⁾なお前出『三川雑記』は、天保4年冬武州草加宿で米買占め商人10軒が打ちこわされた事件を記録している⁽²³⁾(補註)。

第2に天保4年後半の情勢は、多少鎮静化しながら翌年に継続したことである。天保5年5～6月頃、武州埼玉郡騎西・加須・三俣地方に米騰による打ちこわしが発生し、穀屋・酒屋・富豪13軒が襲撃されている。同年6月には江戸の千住と目黒等で米屋の打ちこわしが発生している。⁽²⁴⁾また8月14日には、下総国銚子町で米の買占めをした穀屋6軒が打ちこわされる事件が発生している。⁽²⁵⁾

第3に天保7～8年の社会情勢への展望であるが、凶作の激化と幕府による米の江戸集中政策が、事態をいっそう深刻なものにしている。関東では甲州郡内一揆や三河加茂一揆のような大規模な一揆・打ちこわしは発生しなかったが、

(19) 田村栄太郎著『日本農民一揆録』(南蛮書房, 1930年) 298～299ページ。

(20) 前掲, 青木『天保騒動記』122～125ページ。

(21) 前掲『百姓一揆総合年表』394ページ。

(22) 長倉保『烏山藩における文政・天保改革と報徳仕法の位置』(『日本歴史』第338号, 1976年), 『栃木県史』史料編・近世4(栃木県, 1975年) 769～782ページ。

(23) 前掲『三川雑記』, 117ページ。

(24) 『埼玉県史』第6巻, 江戸時代後期(埼玉県, 1937年) 338ページ。

(25) 松浦静山著・坂田勝校訂『未刊甲子夜話』第一(有光書房, 1964年) 98～99, 103～104ページ, 前掲『三川雑記』141, 153ページ, 南和男著『幕末江戸社会の研究』(吉川弘文館, 1978年) 249ページ。

(26) 『銚子市史』(銚子市役所, 1956年) 317, 1133ページ, 原田彦彦「江戸時代の町方騒擾」(大阪市立大学『経済学雑誌』第73巻第5・6号, 1975年)。

天保7年7月に伊豆下田町・相模大磯宿に打ちこわしがあり、8月に武州八王子宿の米騒動、武州岩槻町（城下町）・野州佐野町（天明宿）の打ちこわしがあり、武州久喜本町（宿場町）の打ちこわしも8月頃と推定される。11月には上州大間々町（在郷町）の打ちこわし未遂事件と武州多摩郡青梅町周辺での張札騒動がおり、12月末には武州埼玉郡川辺領13カ村の農民による琴寄村の豪農小林官吉家の打ちこわし事件が発生している。これらの事件を天保4年と比較すると、特に北関東の場合、町場の打ちこわしが周辺農民の参加により拡大するとともに、他の町場に波及する傾向を見せている。しかし、一方では領主権力・組合村・豪商農層の懸命の対応策が一定の効果をあげて、打ちこわしの防止や拡大の阻止に成功する事例も目立っている。いずれにせよ天保4年幸手宿打ちこわしの教訓が、体制側にも民衆の側にも相当の影響をもたらしているのである。

最後に紹介する史料「幸手宿打毀一件」は、第1節で説明した京都大学文学部古文書室所蔵のものである。紹介にあたり、旧字体・異体字は当用漢字に置きかえ、適宜読点をつけ、横書きとした以外は原文通りであることをお断りしておく。

（補註）野州都賀郡鹿沼町の天明・天保期の動向を伝える『天明太平記、附鹿沼宿天保年間飢饉手当控』（山口宏豊・安良執筆）には、「天保四癸巳年飢渴之事」として8月大風雨以降の情勢や領主の触書の記事とともに、6名の逮捕者を出した同町の10～11月の米騒動の経過と、さらに幸手宿の長島打ちこわし、上州木崎辺の物持・穀屋・酒屋等の打ちこわし、および烏山の百姓一揆の情報を記録している（『栃木県史』史料編・近世2、1976年、589～594ページ）。また宇都宮の豪商佐野屋菊池家の『菊池家中興ノ系図』（菊池教中の執筆か）には、文化～天保期の年代記が含まれているが、天保4年の項で諸国の一揆とともに、下野烏山・常陸北条・下総小見川・武蔵幸手の打ちこわしに言及し、さらに宇都宮でも米価高騰による下層住民の困窮が著しく、12月には打ちこわし寸前の状況であったとしている（同書676～677ページ）。

⑦ 拙稿「天保期と慶応期の農民闘争の性格」（大町雅美・長谷川伸三編著『幕末の農民一揆——変革期野州農民の闘い——』雄山閣、1974年）、前掲、拙稿「災害と『世直し』——天保凶作を中心に——」参照。

付、史料紹介

(表紙)「幸手宿打毀一件

天保四年巳十月」

幸手宿穀屋共被打毀一件

一 当巳夏以来追々米価高直ニ相成、引続当九月ニ相成麦割等ニ至る迄悉高直ニ相成、其日暮之者共必至与及難渋、九月十九日夜誰取為共不相知穀屋共江銘々張札いたし、并宿前後之傍示杭江も張札有之

傍示杭江張候文言

此度之事ニ付記人之内江手伝仕候物は、来ル廿二日早朝荒宿正福寺門前江御集可被下候

穀屋共門口江張札文言

来ル廿二日昼九つ時内入ニ参もの也

右之通相認メ穀屋共門々江銘々張置候由、然ル所幸手宿之義は二七日市日ニ而、十七日市相場上古米兩ニ四斗八升、中古米五斗七升、新米兩ニ五斗三升、上割麦兩ニ六斗迄ニ相成、十九日夜張札故廿二日は市立も無之処、相場は尚々引上ケ候由、右ニ付穀屋共廿二日久喜町薦屋伝右衛門方江参会相触候処、他行不参之もの又は名代差遣候ものも有之、評議区々ニ而決着不仕、仲町釜屋八兵衛与申穀屋申出候は、我等米三拾俵も差出可申、九兵衛殿も同様被出候得、其余も拾俵・貳拾俵分ニ応し差出、安売ニ而も相始メ可然与申出候得共、右九兵衛其外も一向有無之挨拶致候もの無之、評議決着不仕候由、右ニ付同町年寄清六・薦屋伝右衛門兩人名主知久文左衛門方江罷越、右之段申聞仲間評議ニ而ハ決シ兼候間、役頭より被申渡度旨申述候所、文左衛門申候は只今少々之間安売致候迎、来春ニ相成如何様引上ケ可申哉も難斗、其節迄も致安売候手当無之而は相成間敷、此儀は如何いたし候哉与申候由、兩人之ものも其儀は何共難斗閉口致居候処、文左衛門又々申候は、左様之義故我等存意も落不申、各々町々役頭江申出可然与申候由、右ニ付荒宿は名主祐右衛門、

仲町は同市郎兵衛江申出、右馬之助町は搗米屋庄兵衛与申者壱軒有之、名主右馬之助義は無拋用向ニ而九月十七日出府仕留主中ニ付、同人悴名主間屋見習元之助方江右庄兵衛より申聞候ニ付、翌廿三日は御門主様御通行ニ而同役共一同出勤仕候義ニ付、御繼立ヲ相仕舞、荒宿名主祐右衛門、仲町名主市郎兵衛、右馬之助町名主見習元之助三人、久喜町瓦屋新兵衛与申料理茶屋江打寄、久喜町名主文左衛門方江参会評議致度旨申遣候所、用向有之難致出會旨申之、悴名主見習順之助を差出、是ハ未タ拾八才ニ而何も相弁候ものニ無之、荒宿・仲町名主共は、何事も文左衛門差図を受、平日共御用向相勤居候者共ニ而、文左衛門出會無之候而ハ評議も出来不申、無拋其座を引候由、元之助義ハ町内庄兵衛老人之義ニ付、外町々多分之穀屋共ニ順候義故、無拋其俣打捨置候由、然ル所廿七日市ニ相成、漸式升方引下ケ候迄ニ而多分之義ニ無之、翌廿八日夜及騒動候

幸手宿仲町ニ從古来大杉大明神勸請有之、正五九月廿七日荒宿・仲町・久喜町此三ヶ町ニ而若者共寄合、右大杉大明神惡病除与唱、螺笛・太鼓ニ而町中神輿相渡来申候処、廿七日夜は雨天ニ付相止メ、廿八日夜右三ヶ町相渡申候、右馬之助町は別ニ大杉大明神有之、正五九月三ヶ町同様ニ神輿町内限り相渡し、来候廿七日夜雨間ヲ見合、笛太鼓等無之神輿斗町内相渡申候、廿八日夜神明社地江右馬之助町之者共、廻文を差出集り候与申義は、米相場兎角引下ケ不申困窮之者弥難渋ニ付、参会相談致し引下ケ方庄兵衛方江懸ケ合仕居候内、所々寺々ニ而早鐘を突立、三ヶ町ニ而は前書大杉明神之人数集り居、其外所々より大勢相集り、荒宿続内国府間村地内真言宗正福寺境内江凡五六百人相集り、荒宿長嶋屋善六始メ右馬之助町庄兵衛迄拾九軒、隣村 土岐豊前守様御知行所上高野村弥右衛門外三軒、都合式拾三軒同夜九ツ過より曉六ツ時迄ニ打鼓申候由、尤長嶋屋善六義は呉服屋ニ而、幸手宿老番之身上手厚キ者ニ御座候、親善六義久喜町名主知久文左衛門与親類ニ而、同人厚世話仕先年金百五拾兩差出金仕、幸手宿四ヶ町人馬役之者手当与名付、利倍御貸附願上ケ元金三百五拾兩ニ相備、御利足金式拾六兩壱分ツム去辰暮より奉受取

之、右割方金壹兩壹分は善六方江受取、外金貳拾五兩は居町荒宿江金拾兩、外三ヶ町江金五兩宛割渡度旨相談有之候所、元來善六義奇特ニ而仕候義は無之、右ニ而小前ヲ懐ケ往々名主役相勤度、且又奇特ニ寄苗字ニ而も御免ニ相成度心底ニ而仕候義故、居町之小前一統不帰依ニ而受不申者多分有之、仲町之義は右五兩之割合一切受不申、依之久喜町文左衛門差略ニ而、右仲町分金五兩久喜町分ニ合セ金拾兩久喜町江受取、残り五兩右馬之助町江割渡し度段申之候ニ付、右馬之助町之義は至而困窮之町内ニ而、年々出錢等差支候者多分有之候得共、実々困窮者ヲ相恵ミ候心底ニ無之故一統は受不申、乍去実々年々差支候者兩三人御座候ニ付、役人共方ニ而差略仕右差支之者共江合力ニ致遣候、親善六より当善六義も引統身上向手厚ニ相成候得共、困窮者ヲ恵候義は不仕、依之居町之者共悉悪ミ居候由及承候、分家善藏義鉄物類・塗物類商売ニ而、身上向本家ニ統候富家ニ有之、然ル所是も同様施し等之義は非人江施し候義も不仕、依之自然与人之悪ミヲ受候義与奉存候、其外穀屋共は当年格外之相場ニ而多分之金もふけ仕、其上ニも利欲ニ耽り、困窮者難波仕候而も施行は勿論安売等も不仕、中ニも仲町釜屋喜七与申者は、砂糖間屋ニ而質物渡世兩様ニ而は、壹ヶ年商高凡金三千兩も可有之、其上穀物買置仕、宅ニ而は不仕手先を遣ひ、在々所々買上ケ江戸積仕、当年多分之利潤を得候由、依之被打毀候義与奉存候、釜屋八兵衛義は前書穀屋共相談之砌安売可仕由申出候ニ付、表戸少々疵付られ候迄ニ而相仕舞候由、久喜町材木屋藤五郎義も表向ハ材木商売ニ而、内々ニ而穀物買上ケ江戸積仕多分利潤ニ相成候由、右故被打毀候義与奉存候、其外は穀屋共ニ而被毀方甲乙有之、隣村上高野村弥右衛門外三人之者は、去辰暮同村出火有之候砌、名主佐五右衛門与酒屋藤右衛門与口論仕出し候義ニ付、右馬之助町之者共及喧嘩、名主佐五右衛門宅江罷越混雜之義有之、右等之遺恨ニ而佐五右衛門方之者共頭取ニ而、幸手宿ヲ打毀し引取懸ケ夜明方打毀候与申義專ヲ風聞ニ而、名前は上高野村善八悴勘之亟、傘屋弟ニ而定与申者、豆腐屋新兵衛、同村之内茶屋株与申所ニ而四郎与申者之悴杯頭取候趣相聞江申候、既ニ善八悴勘之亟は、翌日出奔仕候由ニ御座候

然ル所久喜町外式ケ町ニ而御検使願ニ罷出、何様申立候哉御検使御出役ニ而、上高野村江は一向御手懸り不申、右馬之助町ニ而式拾貳人、外三ケ町ニ而拾六人、都合三拾八人御召捕ニ相成御吟味御座候所、最初張札有之候より人氣騒立居候故俄ニ及乱妨、張札禿端之様ニ被存候所、其儀は為指御吟味も無之、右馬之助町ニ而廿八日夜廻文を出し、神明社地江寄合候与申義而已強ク御吟味有之、既ニ廻文之義軒別之御吟味ニ可相成処、清吉与申者廻文相認メ候由申立、惣吉義右廻文清吉より受取継物廻り、仕舞惣吉方ニ有之由申立、此兩人頭取之様ニ相成、并勘右衛門・平七差統相働候趣ニ而御差立ニ相成、久喜町ニ而藤七・浅五郎兩人尚差統相働候由ニ而御差立、牛村平吉与申者、是ハ右場所ニ而致物取候ヲ仲間ノ者共ニ被見付、同土打ニ而被疵付候由、腰繩ニ而御召連被成候、其外三ケ町ニ而御預ケニ相成候者共は、只一通リ之御糺而已ニ而、強キ御吟味無之故一向ニ口明キ不申、兎角右馬之助町之者共斗強ク痛メ吟味有之、被差立候者共は勿論、其外御預ケニ相成居候者之内、大助・忠左衛門・政吉・周蔵、神明別当修験玄龍杯、強キ御吟味ニ預リ難渋仕候、就中玄龍・大助兩人は御出立迄被縛置、御出立之砌所預被仰付候、○荒宿妙親院店新蔵与申者飴杯売、薩摩芋杯在々を買出し売候者之由、此者義商先ニ而清吉与出逢約束致候義有之由、清吉御吟味之節申立候所、荒宿名主江御尋御座候所、此者逃去り妻子斗り妙親院店ニ差置、新蔵義は当所之人別帳ニ無之由申立相濟候由、如何之取斗ニ御座候哉不審之義与奉存候、三ケ町御預ケニ相成候者之内、又其外ニも廿八日夜強ク働キ候者も多分御座候由、何卒明白之御吟味御座候而、実之張本人出候様仕度、御慈悲之程偏ニ奉願上候、乍去右音響ニより幸手宿は勿論、前後隣宿其外所々ニ而施行米或は安売等夥敷、困窮者相助り候義は莫大之義ニ御座候、御賢察之程奉願上候以上

天保四年巳十月